

議案第 24 号

松阪市国民健康保険支払準備基金条例の一部改正について

松阪市国民健康保険支払準備基金条例（平成 17 年松阪市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市国民健康保険支払準備基金条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険支払準備基金条例（平成 17 年松阪市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号を次のように改める。

(2) 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるとき。

第 5 条第 3 号を削り、同条第 4 号中「必要があると市長が認めた」を削り、同号を同条第 3 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(4) その他必要があると市長が認めたとき。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。